

令和8年4月1日から 自転車の交通違反にも 青切符が適用!

※対象年齢は16歳以上

●交通反則通告制度(青切符)とは

反則行為をした運転者が取り締まりを受けると、青切符が交付され、運転者に反則金の納付が通告されます。

反則金を納めなかった場合、刑事処分の対象になることがあります。



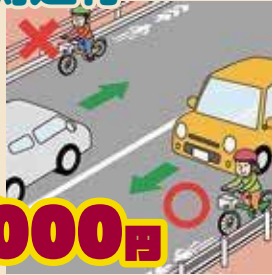
●青切符の対象(反則行為と反則金の例)

ながらスマホ
(携帯電話使用等)



反則金
12,000円

車道の右側通行
(通行区分違反)



反則金
6,000円

無灯火



反則金
5,000円

一時不停止



反則金
5,000円

大音量でのイヤホン等の使用
(安全な運転に必要な音が聞こえない場合)



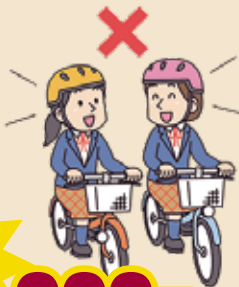
反則金
3,000円

傘さし運転



反則金
5,000円

並進



ほか
信号無視(6,000円)
二人乗り(3,000円) など

●こんな違反は赤切符

悪質・危険で、かつ重大な違反をしたときや事故を起こしたときは、青切符の対象とはならず従来通り刑事手続き(赤切符)となります。

最大5年以下の拘禁刑
または 100万円以下の罰金



**酒酔い運転・
酒気帯び運転**



**スマホ使用などによる
危険を生じさせる運転**

ほか 妨害運転 など

ヘルメットの着用は努力義務ですが、転倒や万が一の事故に備えて安全のため着用しましょう。名古屋市ではヘルメットの購入補助制度もあります。



交通ルールを守り、交通事故をなくしましょう。



昭和区安心・安全で
快適なまちづくり推進協議会



自転車交通ルール of 迷う事例



※警察庁作成の「自転車ルールブック」より一部抜粋しています。

Q 一方通行を自転車で逆走してもよい？

A 一方通行の標識の下に補助標識(自動車・原付)があれば、補助標識に記載されている自動車と原付のみが規制の対象となります。そのような場合に自転車で一方通行を逆走すると、交差点に止まれの標識がありませんので、交差点では必ず安全確認をしましょう。



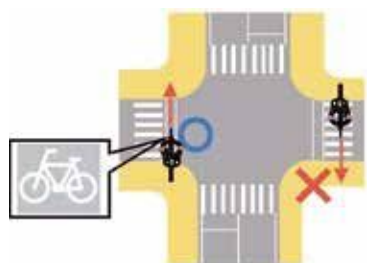
自動車・原付

⇒自転車の通行は制限されていません。

Q 横断歩道は自転車に乗って渡ってもよい？

A 自転車横断帯が設けられているときは、自転車横断帯を通行しなければなりません。

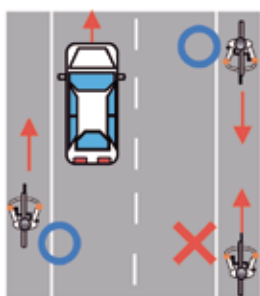
自転車横断帯がない場合、横断歩道を通行することができますが、横断中の歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、自転車に乗ったまま横断してはいけません。



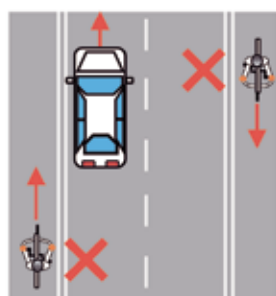
自転車横断帯

Q 路側帯を自転車で通行してもよい？

A 自転車は、著しく歩行者の通行を妨げるときを除いて、路側帯を通行することができます。ただし、歩行者用路側帯(白の二本線で標示された路側帯)のときは、左右どちらであっても路側帯内を通行することはできません。



路側帯



歩行者用路側帯

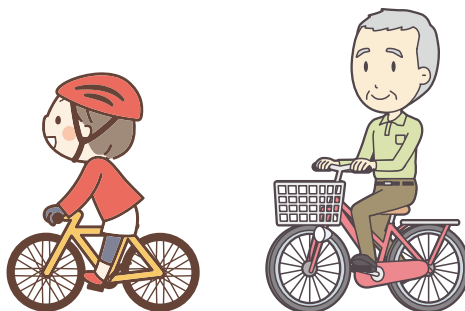
Q 歩道は自転車で走行してもよい？

A 自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりませんが、次の場合は歩道を通行することができます。

- 道路標識や道路標示によって自転車が歩道を通行できることとされているとき



- 13歳未満の子供、70歳以上の方又は身体の障害により車道通行に支障がある方



- 著しく自動車の交通量が多いなど通行の安全を確保するために、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

ただし、歩道を走行するときは、歩行者を優先し、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

